資料

- I. 総合計画審議会関係資料
- Ⅱ. 第三次基本計画策定参加者名簿
- Ⅲ. 第三次基本計画策定経過
- IV. 用語解説

I. 総合計画審議会関係資料

1. 第三次基本計画諮問書

企 画 第 3 0 9 号 平成27年11月30日

我孫子市総合計画審議会会長 藤井 敬宏 様

我孫子市長 星野 順一郎

我孫子市第三次総合計画第三次基本計画について(諮問)

このことについて、我孫子市総合計画審議会条例第2条の規定により、 総合計画に関する次の事項について、審議会の意見を求めます。

1. 我孫子市第三次総合計画第三次基本計画案について

平成28年2月9日

我孫子市長 星野 順一郎 様

我孫子市総合計画審議会 会 長 藤 井 敬 宏

我孫子市第三次総合計画第三次基本計画について(答申)

平成27年11月30日付け企画第309号をもって諮問のありました我 孫子市第三次基本計画案について、慎重に審議した結果、その内容はおおむね 妥当なものと判断します。

今後は、基本構想で掲げる将来都市像の実現に向け、この基本計画に位置づけた施策を積極的に展開されることを求めます。

なお、別添の付帯意見は、第三次基本計画の決定・推進及び次期総合計画の 策定にあたり、審議会の中で特に配慮を求める事項として取りまとめたもので あり、十分尊重されるよう要請します。

第三次基本計画案答申の付帯意見書

1. 総括的な意見

- ・各施策の展開にあたっては、人口減少や少子高齢化の進展など、社会情勢や市 勢の変化を踏まえるとともに、他自治体の先進事例を参考にしながら、よりよ い取り組みとなるよう努められたい。
- ・各施策の指標と目標値について、より適切なものとなるよう精査されたい。
- · 各施策について、PDCAサイクルによる的確な進行管理を図られたい。
- ・第三次基本計画について、自治会やまちづくり協議会をはじめ、市政運営に関係する団体と連携しながら積極的に情報を提供し、市民への周知を図られたい。

2.「第一編 総論」についての意見

・重点プロジェクトに位置づける施策をさらに精査し、計画期間中に市の経営資源を重点的に投下して実施するよう検討されたい。また、市民アンケートの結果を参考にしながら、将来都市像の実現に向けて真に効果的な施策を選択されたい。

3. 「第二編 分野別計画」についての意見

- ・ 定住化の促進につながる特徴的・先進的な取り組みを計画に盛り込むよう検討されたい。
- ・ I C T (情報通信技術) の進展を常に注視し、まちづくりにおける積極的な活用を図られたい。

4.「第四編 計画推進のために」についての意見

- ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 (マイナンバー法)の施行を踏まえ、市が保有する情報の適正な管理に一層力 を注がれたい。
- ・新たに施設を整備する際には、広く市民の意見を聴きながら、その必要性も含めて慎重に検討を進められたい。

5. 次期総合計画についての意見

1)基本構想

人口について

- ・基本構想における目標人口について、今後さらに進むと予想される全国的な人口減少を踏まえると、15万人という数値は過大である。次期基本構想では、現状維持または減少を前提とした適正な人口水準を設定されたい。
- ・ 少子高齢化の進展による人口構成の変化に対応するため、引き続き若い世代の 定住化の促進に取り組まれたい。
- ・ 都市のマネジメントの視点から、コンパクトシティの取り組みなどの集約に向けた方向性を明示されたい。
- ・将来の人口減少や人口構成の変化を見据えながら、持続可能な自立した都市としてさらに発展できるよう、財政基盤の確立に向けた取り組みに力を注がれたい。

市民活動と地域コミュニティづくりの推進について

・「Ⅲ. 施策の大綱」の「4) 市民活動」と「V. 構想の実現に向けて」の「2) 地域コミュニティづくりの推進」について、下位計画である基本計画において、 類似の目的を持った施策が細かく分割されて存在しているので、その点を踏ま えて構成を見直されたい。

都市基盤について

・ 都市基盤整備の視点からすれば、上水道、下水道の順に記述した方が適切であるので、基本構想における記述の順序を見直されたい。

2)基本計画

地区別計画について

・地区別計画では、地区別の特色ある取り組みについて記載すべきであるので、 全市的な取り組みは除くよう検討されたい。また、策定にあたっては、市の考 えを地域会議や自治会にフィードバックし、地域住民とともに検討を進められ たい。

3)計画策定の進め方について

・ 次期総合計画の策定にあたっては、より多くの市民とともにまちづくりについて考える機会を設けながら、総合計画審議会において検討を進められたい。

3. 総合計画審議会委員

氏 名	所属・役職・職業等	備考
會田 純一	我孫子市青少年相談員連絡協議会	
池田 なつみ	川村学園女子大学教育学部	
牛尾 眞志	我孫子市社会福祉協議会	
大炊 三枝子	農事組合法人あびベジ	
大村 芳昭	中央学院大学法学部教授法学部長	副会長
荻野 茂	公募の市民	
門脇 伊知郎	J T Bコーポレートセールス	
鎌田 元弘	千葉工業大学副学長 千葉工業大学工学部都市環境学科教授	
上村 英生	我孫子市商工会理事	
今 和香菜	公募の市民 (学生)	
澤田寿	技術士(建設、総合技術監理)	
渋谷 和幸	我孫子青年会議所理事長	
高浜 昌之	我孫子市PTA連絡協議会	
高山 啓子	川村学園女子大学生活創造学部観光文化学科准教授	
田口 正美	公募の市民	
成田 隆一	練馬区専門調査官	
野倉 元雄	公募の市民	
原田 隆	あびこ市民活動ネットワーク	
藤井 敬宏	日本大学理工学部交通システム工学科教授	会長
松本 道雄	障害福祉サービス事業所みずき	
箕輪 潤子	川村学園女子大学教育学部幼児教育学科准教授	
八鍬 雅子	美しい手賀沼を愛する市民の連合会	
柳香織	中央学院大学法学部	
柚原 時代	こもれびまちづくり協議会	

[※]委員の任期は、平成27年6月14日から平成28年2月9日まで。

資

料

1. 第三次基本計画策定委員会委員

Ⅱ. 第三次基本計画策定参加者名簿

職名		氏	名
¶W. 1Д	平成26年	度	平成27年度
企 画 課 長		大 畑	照幸
総務課長		川村	豊
財 政 課 長		渡辺	健成
市民活動支援課長		四家	秀 隆
市民安全課長		柏木	幸昌
社 会 福 祉 課 長		渡辺	唯 男
健康づくり支援課長	松谷浩	光	飯 田 秀 勝
高齢者支援課長	小 林 信	治	森和枝
子ども支援課長		長谷川	敬 一
保育課長		山崎	久 江
手 賀 沼 課 長		鷹屋	肇
商業観光課長		染 谷	明宏
農 政 課 長		徳本	博文
交 通 課 長		田村	広 文
治 水 課 長		嵯峨	弘喜
都市計画課長		吉成	正明
建築住宅課長	菊 地 清	恭	伊藤 英昭
公園緑地課長		成嶋	文夫
消防本部総務課長		須藤	幸之助
水道局経営課長	岸本康	憲	中 野 伴 春
学 校 教 育 課 長		丸	智彦
指 導 課 長		榊原	憲樹
生涯学習課長		増 田	建男
文化・スポーツ課長		西沢	隆 治

2. 第三次基本計画策定委員会ワーキングチーム委員

所属分科会(分野)	所 属	氏 名	備考
	手 賀 沼 課	鈴木 順一	
	クリーンセンター	野村 勝彦	
	商業観光課	加納 邦彦	
	企業立地推進課	山﨑 美弥子	副座長
	農 政 課	大井 一郎	
第1分科会	道路課	海老原 雅彦	
【所管分野】 環 境	交 通 課	飯塚 直則	座長
産業都市基盤	治水課	山高 昌道	
	都市計画課	小泉和史	
	建築住宅課	土子 智樹	
	公 園 緑 地 課	飯 泉 章	
	宅 地 課	山﨑知厚	
	水道局経営課	深山 一弘	
	社 会 福 祉 課	山口 綾子	
	健康づくり支援課	森山 奈保子	
	障害福祉支援課	谷 次 義 雄	
	高齢者支援課	阿部 政人	座長
第2分科会	子ども支援課	有田 健二	
【所管分野】 健 康 福 祉	保 育 課	小山 富美江	
健康福祉 生涯学習	子ども相談課	増田 栄寿	
	教育委員会総務課	鈴木 靖幸	
	指導課	水戸 勝英	
	生 涯 学 習 課	石 井 透	
	文化・スポーツ課	辻 史郎	副座長
	総 務 課	寺田 秀樹	
	秘書広報課	斉藤 誠治	
第3分科会	文書情報管理課	山元 真二郎	座長
【所管分野】	施設管理課	永田 正三	
市 民 活 動 防災・防犯・危機管理	財 政 課	中光 啓子	
計画推進のために	市民活動支援課	山本 康樹	副座長
	市民安全課	伊藤 治	
	消防本部総務課	野川賢介	

Ⅲ. 第三次基本計画策定経過

1. 総合計画審議会

年 月 日	回	主 な 内 容
平成27年6月14日	第1回	1. 会長、副会長の互選について
		2. 傍聴要領の決定について
		3. 第三次基本計画の策定について
		1) 市の総合計画について
		2) 第三次基本計画策定方針について
		3) 策定スケジュールについて
		4) 人口について
		5) 財政について
		4. 会議の進め方について
		5. 今後の日程について
平成27年7月25日	第2回	1. 第三次基本計画の素案について
		第一編 総論 第一章「第三次基本計画のねらい」について
		第一編 総論 第三章「将来都市構造」について
		2. 次回会議の議題について
		第一編 総論 第二章「将来の見通し」
		第一編 総論 第四章「重点プロジェクト」
平成27年8月22日	第3回	1. 第三次基本計画の素案について
1 / 4 0 / 1 2 2 1	#3E	第一編の総論の第二章「将来の見通し」について
		・人口の見通し
		・財政の見通し
		第一編 総論 第四章「重点プロジェクト」について
		第二次基本計画後期計画総括様式について
亚产2.7年0日1.2日	笠 4 同	2. 次回会議の日程と議題について
平成27年9月13日	第4回	1. 第三次基本計画の素案について
		第二編 分野別計画
		・第一部 環境
		・第二部産業
		2. 次回会議の日程と議題について
平成27年9月26日	第5回	1. 第三次基本計画の素案について
		第二編 分野別計画
		・第三部 健康福祉
		・第四部 市民活動
		・第五部 生涯学習
		・第六部 都市基盤
		2. 次回会議の日程と議題について
平成27年10月24日	第6回	1. 第三次基本計画の素案について
		第二編 分野別計画 第七部 防災・防犯・危機管理
		第三編 地区別計画
		第四編 計画推進のために
		第一編 総論 第四章 重点プロジェクト
		2. 次回会議の日程と議題について
		3. 今後のスケジュールについて
平成27年12月12日	第7回	1. 第三次基本計画案について
		2. 答申のまとめ方などについて
		3. 次回会議の日程と議題について
平成28年1月9日	第8回	1. 答申案について
		2. 今後のスケジュールについて
	1	

2. 総合計画策定委員会

年 月 日		主 な 内 容
平成26年8月27日	第1回	1. 第三次基本計画策定方針と策定委員会の役割について
		2. 委員長の職務代理の指定について
		3. 策定委員会の進め方とスケジュールについて
		4. ワーキングチームについて
平成27年1月28日	第2回	1. ワーキングチームの検討状況について
		2. 第三章「将来都市構造」の素案たたき台について
		3. 今後のスケジュールについて
平成27年2月25日	第3回	第三章「将来都市構造」の素案たたき台について
平成27年3月27日	第4回	1. 第一編総論 第三章「将来都市構造」の素案たたき台について 2. 第二編「分野別計画」の素案たたき台について
平成27年5月13日	第5回	1. 第一編「総論」第三章「将来都市構造」、第二編「分野別計画」、第三編「地区別計画」、第四編「計画推進のために」の素案たたき台について
		2. 第一編「総論」第四章「重点プロジェクト」の素案たたき台に ついて
平成27年5月22日	第6回	1. 第二編「分野別計画」、第三編「地区別計画」、第四編「計画推進のために」の素案たたき台について 2. 第一編「総論」第四章「重点プロジェクト」の素案たたき台について
平成27年7月22日	第7回	 第一編「総論」第二章「将来の見通し」の素案たたき台について 第一編「総論」第四章「重点プロジェクト」の素案について 市民アンケート調査について 今後のスケジュールについて
平成27年10月29日	第8回	1. 第三次基本計画 第一編総論の案たたき台について 第一章 第三次基本計画のねらい 第二章 将来の見通し 第三章 将来都市構造 2. 今後のスケジュールについて 3. 総合計画審議会での意見に対する市の考えについて
平成27年11月9日	第9回	第三次基本計画の案たたき台について 第一編 総論 第四章 重点プロジェクト 第二編 分野別計画 第三編 地区別計画 第四編 計画推進のために

3. 総合計画策定委員会ワーキングチーム

分 科 会	開催回数
第1分科会(環境、産業、都市基盤)	7回
第2分科会(健康福祉、生涯学習)	7回
第3分科会(市民活動、防災・防犯・危機管理、計画推進のために)	8回

4. 市民アンケート調査

- ・調査期間:平成27年7月10日~7月21日 ※期限後回収分も集計に反映。
- · 対象者数: 5,000名
- ※18歳以上の市民の中から無作為抽出。若い世代の回収率を上げるため、18歳から49歳に多く配分。

・有効回収数:1,700通・回収率:34.0%

5. パブリックコメント

第三次基本計画案について

- ・実施期間:平成27年12月2日から平成28年1月4日まで(34日間)
- ・いただいたご意見の数:2件(1名)

IV. 用語解説

【あ行】

インターロッキングブロック舗装

幾何形状に製造された舗装用コンクリートブロックを路盤 やアスファルト舗装基盤上に敷設する、耐久性・安全性・快 適性・景観性に優れた舗装。近年においては、保水性・透水 性・緑化性など環境にも配慮したブロック舗装も行われてい る。

雨水流出抑制施設

水路や河川などに対する洪水時の負担の軽減を目的として 設置する調整池、雨水貯留タンクなどの貯留施設や雨水浸透 ます、雨水浸透トレンチなどの浸透施設の総称。

エコ農産物

環境と人の健康に配慮し、化学合成農薬や化学肥料の使用 量を減らして、または全く使用しないで栽培した農産物。

SNS

Social Networking Service の略。インターネット上で人と 人との交流を促進する会員制のサービス。あるいは、サービ スを提供するコミュニティ型の Web サイト。

NPO

Non Profit Organization の略。民間非営利組織。営利を目的とせずに、福祉や環境、国際協力などのさまざまな分野で社会貢献活動を行う民間団体の総称。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得したNPOを特定非営利活動法人(NPO法人)という。

LED

Light Emitting Diode の略。半導体素子の一種で、電流を流すと発光するダイオードのこと。白熱電球や蛍光灯など他の発光装置に比べ、小型化が容易で衝撃に強く、構造が単純で安価に大量生産でき、発光効率が高い。

汚濁負荷量

排出水に含まれる汚濁物質の量のこと。通常 C O D などの 水質汚濁指標と 1 日の排出水量の積になる。

温室効果ガス

大気を構成する気体であって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより温室効果をもたらす気体の総称。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄の6物質が温室効果ガスとして削減対象となっている。

【か行】

介護保険ボランティアポイント制度

市内の介護保険施設等においてボランティア活動を行った65歳以上の市民に対し、活動実績に応じて換金可能なポイントを付与する制度。ボランティア活動を通じた積極的な社会参加や社会貢献の奨励と、活動者自身の介護予防の推進を目的とする。

かたらいベンチ制度

公園や緑地を市民がより愛着や親しみを持って利用できる場とするため、広く市民からベンチの寄附を募り、市が設置し20年間維持管理を行う制度。

学級支援員

身体障害や発達障害などにより、学校生活を送るうえで特別な支援が必要な児童生徒に対し、介助や学習補助などの支援を行う者。

学校支援地域本部

学校の教育活動を支援するため、地域住民の学校支援ボランティアなどへの参加をコーディネートする組織。学校・家庭・地域が一体となり、地域ぐるみで子どもを育む体制を整えることを目的とする。

学校評議員制度

地域に開かれた特色ある学校づくりを推進するため、地域 住民が学校運営に参画する制度。学校評議員は、当該学校の 教職員以外の者で教育に関する理解と識見を有する者を校長 が推薦し、教育委員会が委嘱する。

義務的経費

市の経費のうち、その支出が義務づけられ任意に削減できない経費で、人件費、扶助費、公債費からなる。

キャッチセールス

駅周辺の路上などでアンケート調査などと称して呼び止めて、喫茶店や営業所に連れて行き、不安をあおるなどして商品やサービスを契約させる商法。

協働

目的や性格などの異なる主体が、同じ目標に向かって、それぞれの役割を自覚しながら、対等な立場で連携し合い行動すること。

きらめきデイサービス

高齢者が気軽に立ち寄り、地域の仲間との交流や手芸などの趣味を楽しむことができる場を提供する事業。

景観行政団体

景観法に基づく施策を実施していく主体となる自治体。景観形成の方針や対象区域、一定の行為に対する基準などからなる景観計画を定め、建築物の形態や色彩等に対する規制誘導などを行うことができる。

経済のグローバル化

資本や労働力の国境を越えた移動が活発化するとともに、 貿易を通じた商品・サービスの取引や海外への投資が増大す ることによって、世界における経済的な結びつきが深まるこ と。

経常的経費

毎年度連続して固定的に支出される経費で、人件費、物件 費、維持補修費、扶助費、補助費等、公債費などからなる。

建築協定

一定の区域について建築物の敷地、用途、形態、意匠などの基準を守るという地域住民間の自主的な申し合わせを、特定行政庁が認可し、その区域にふさわしい市街地環境を維持増進しようとする制度。

公共サイン

公的機関が公共空間に設置する街の地理、方向、施設の位置の情報を提供する標識、地図、案内誘導板などの総称。道路案内標識や地図などの案内・誘導サイン、施設名を示す表示サイン、史跡の解説などの説明サイン、安全やルールを保つための規制サインなどがある。

公債費

市が発行した地方債の元利償還金(元金と利子)と一時借入金の利子の合計額。

高度浄水処理施設

水道水の水質の改善を図るため、オゾン処理や活性炭ろ過 処理の工程を含めて行う浄水処理施設。オゾン処理では、臭 気や色度の改善を図り、活性炭ろ過処理では、不純物や臭気 物質を取り除く。

高度処理型合併処理浄化槽

生活排水の中の汚染物質である窒素またはリンを適正に除去する能力を有する合併処理浄化槽。し尿だけを処理する浄化槽や、し尿と生活雑排水を併せて処理する通常の合併処理浄化槽より、さらに河川や湖沼などの水質汚濁防止に効果がある。

心の教室相談員

小中学生が抱える悩みや問題について助言・指導を行うとともに、保護者や教職員の相談に応じる者。市教育委員会が 採用し、各小中学校に配置する。

【さ行】

COD

Chemical Oxygen Demand の略で、海や湖沼の水の汚れの程度を示す指標。水中の汚濁物質を酸化剤で酸化するときに消費される酸素量を mg/L で表し、数値が大きいほど水中の汚濁物質量が多く汚れていることを示す。

市街化区域

都市計画法に基づき、都市計画区域のうち、無秩序な市街 化を防止し、計画的な市街化を図るために定めた区域で、す でに市街地を形成している区域と、おおむね10年以内に優 先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

指定管理者制度

福祉施設や体育館など市が設置した施設の管理について、 民間事業者を含む市が指定したもの(指定管理者)に管理を 行わせる制度。民間の能力を活用することで、サービスの向 上やコスト削減を図ることを目的にしている。

自動体外式除細動器(AED)

心臓が痙攣し、血液を流すポンプ機能を失った状態になった心臓に対して、機器が自動的に解析を行い、必要に応じて電気ショックを与え、正常なリズムに戻すための医療機器。 A E Dは、Automated External Defibrillator の略。

市民公益活動補償制度

主たる活動拠点が市内にある市民活動団体の公益的な活動中の事故により、そのメンバーがけがなどの傷害を負った場合や、その団体が賠償責任を負った場合の負担を補償する制度。

社会福祉協議会

社会福祉法に基づく社会福祉法人で、地域福祉を推進する 民間福祉団体。介護保険事業のほか、さまざまな福祉事業を 行っている。また、市内6地区に地域福祉における活動の拠 点として「地区社会福祉協議会」が設置されており、住民の 手によって、その地域の特性に応じた活動が展開されている。

循環型社会

環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それを有効に使うことによって、廃棄されるものを最小限におさえる社会のこと。

商工会

商工会法に基づき経済産業大臣の認可を受けて設立された 特別認可法人。地域の事業者が業種に関わりなく会員となっ て、お互いの事業の発展や地域の発展のために総合的な活動 を行う団体。

商店会

一定の地域の振興を図るため、その地域内の製造業や卸売・小売業、不動産業、飲食店、サービス業などの事業者が 組織した団体。

少人数加配教員

基礎学力の向上ときめ細かな指導の充実を図るために、千葉県教育委員会から必要に応じて配置される教員。

食育

生涯を通した健全な食生活の実現や食文化の継承、健康の 確保が図れるよう、自らの食について考える習慣や食に関す るさまざまな知識、食を選択する判断力を習得するための教 育。

ジョブコーチ

障害者が職場に適応し、安定した職業生活を送れるよう、 障害者やその家族、事業主に対して助言や、障害者と事業者 間の調整などの支援を行う者。

シルバーリーダー

高齢者の交通事故防止を目的に、老人クラブの活動を通じて交通安全思想の普及啓発や、交通関係機関と協力して交通安全運動を行う。老人クラブから推薦を受け、市長が委嘱する。

スクールカウンセラー

中学生が抱える悩みや問題について助言・指導を行うとと もに、保護者や教職員の相談に応じる臨床心理士や精神科医 などの心理学の専門家。県から各中学校に派遣される。

スクールサポート教員

基礎学力の向上ときめ細かな指導の充実を図るために、市 教育委員会が必要に応じて採用し、配置する補助教員。

生態系

沼、川、海、草原、森林など、あるまとまりを持った自然 環境と、そこに生息するすべての生物で構成される空間。

成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などにより物事を判断する能力が不十分な者の権利を守るため、成年後見人や保佐人などの援助者を選任して、本人を法律的に支援する制度。

総合型地域スポーツクラブ

学校施設や公園などを利用して、年齢や性別、障害の有無などにかかわらず、それぞれの体力や技術、目的などに応じて気軽にスポーツ活動を行うとともに、住民の自主的な運営を通じて、地域の交流を促進することを目的としたスポーツクラブ。

【た行】

第一次救急医療

手術や入院治療を必要としない軽度の傷病者に対し、応急 処置を外来で行う医療。

第二次救急医療

手術や入院治療を必要とする重度の傷病者に対応する救急 医療。

第三次救急医療

第二次救急医療では対応できない重篤な傷病者に対し、高 度な処置を総合的に行う救急医療。

地域福祉

誰もが身近な地域で安心して生活できるよう、地域住民と 行政などが協働により福祉の増進を図るという考え方。社会 福祉法には、その基本理念として「地域福祉の推進」が掲げ られている。

地域包括ケアシステム

重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・ 予防・生活支援を一体的に提供する支援体制のこと。

地区計画

一定の区域の特性にふさわしい良好な環境の街区の整備と 保全を図ることを目的として、都市計画法に基づき市が都市 計画として定める制度。地区計画の目標、土地利用の方針、 道路や公園などの地区施設や建築物の整備方針などを定めて いる。

調節池

雨水を一時的に貯留し、少しずつ下流へ排出することで河川の氾濫を防ぐための施設。

ツイッター (Twitter)

ツイッター社が提供する、インターネット上の交流サービス。

提案型公共サービス民営化制度

公共サービスの充実とスリムで効率的な市役所の実現をめ ざし、市の事務事業の委託・民営化を推進するため、我孫子 市が全国に先駆けて導入した制度。市の全事業を公表して企 業やNPO、市民活動団体などから委託・民営化の提案を募 集し、コストとサービスなどを総合的に審査し、市民にとっ てプラスになると判断したものについては、委託・民営化を 進める。

TPP

Trans Pacific partnership (環太平洋経済連携協定)の略。 太平洋を囲む国々が国境を越えて、貿易や企業活動などを自 由化する自由貿易協定の一つ。

D۷

Domestic Violence の略。同居関係にある配偶者や内縁関係の間で起こる家庭内暴力のこと。

適応指導教室

不登校となった児童生徒などが学校生活に復帰できるよう、 教科指導や体験学習などを通して適応指導を行う教育施設。

投資詐欺

電話やダイレクトメールで投資を勧誘し、金銭をだまし取る詐欺行為。

特定健康診査

40歳から74歳までの公的医療保険加入者を対象とした健康診査。生活習慣病の前段階であるメタボリックシンドロームの該当者や予備群を早期に発見し、生活習慣の改善につなげることを目的とする。

特定保健指導

特定健康診査の結果、メタボリックシンドロームの該当者 または予備群と判定された人に対して行う、生活習慣を見直 すためのサポートや指導のこと。内臓脂肪の蓄積の程度やリ スク要因(高血糖・脂質異常・高血圧)の数などに応じた支 援を行う。

特別支援教育

障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導や必要な支援を行う教育。

【な行】

ナガエツルノゲイトウ

ナデシコ目・ヒユ科に分類される多年草の一種。南アメリカ原産で、水面上にマット状に繁茂することで水流を停滞させたり、船の通行を妨げたりする。日本では、外来生物法により特定外来生物に指定されている。

認知症高齢者グループホーム

認知症高齢者が少人数で共同生活を営む住まいの場。専門 スタッフにより、食事の提供や相談などの支援が行われる。

認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づき、農業の中心的な担い手 として市が認定した農業者。認定農業者は経営改善計画を作 成する一方、税制上の優遇措置等の特典が与えられる。

農業振興地域

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、一体的に農業の振興を図ることが必要な地域として、県知事が指定した区域。

農地中間管理機構

担い手への農地の集積・集約化を推進し、農用地の利用の 効率化及び高度化の促進を図るための事業を行うことを目的 とする団体。

農用地区域

農業振興地域の中で、今後とも長期的に農業上の利用を確保すべき土地として、市が定めた区域。

【は行】

ハケの道

台地と低湿地との境に位置する斜面下の道。関東から東北にかけての丘陵山地の片岸の道を、八ケの道と呼んでいる。 水はけの「はけ」が語源と推測されている。我孫子市では、 馬の背状と表現されるように東西に長く台地が延びている地 形から、南北両側に八ケの道が存在する。

パブリシティ活動

官公庁などが新聞やテレビなどマスメディアに情報を提供し、報道として取り上げてもらうために働きかける広報活動。

パブリックコメント

条例の制定改廃や市の基本的な施策の策定にあたり、施策 案を公表し、意見を聴き、提出された意見を考慮して意思決 定を行うとともに、意見に対する市の考え方を公表する制度。

PM2. 5

粒径2.5µm(2.5mmの千分の1)以下の粒子状物質。 主に、燃焼で生じたすす、風で舞い上がった土壌粒子(黄砂など)、工場や建設現場で生じる粉塵のほか、燃焼による排出 ガスや、石油からの揮発成分が大気中で変質してできる粒子 などからなる。

ファミリーサポートセンター

育児の援助を受けたい人と行いたい人が会員となって行う 会員相互の援助活動を支援する組織。

資

フェイスブック (facebook)

フェイスブック社が提供する、インターネット上の交流サ ービス。

扶助費

市の経費のうち、児童手当や生活保護費など社会保障制度 の一環として法令等に基づき支出する経費。

普通建設事業費

市の経費のうち、道路や公園、学校などの公共施設の新設 や増設などの建設事業に要する経費。

【ま行】

ママヘルプサービス

出産後の母親の精神的・肉体的負担を軽減するため、育児 や家事の援助などを行う訪問介護員(ママヘルパー)を派遣 する事業。

【や行】

谷津

房総半島の北部には、台地に樹状の谷が入り込む独特の地 形が見られる。この谷は谷津と呼ばれ、底地部は主に谷津田 と呼ばれる水田として利用されてきた。現在では、この谷津 の地形と湧き水などを利用した谷津田、さらに谷の両側の斜 面の雑木林までを含めた一体的な環境を谷津と呼んでいる。

谷津ミュージアム

手賀沼沿いで最も谷津の地形と自然環境が残っている岡発 戸・都部地区の谷津(36.7ha)をまるごと保全・再生 し、昭和30年代の農村環境の復活をめざすもの。谷津ミュ ージアムでは、田んぼや山林の緑、水辺の生き物、伝統的な 農業やくらしの風景など、生きた自然と郷土の歴史・文化を 展示物や教材とし、ありのままの姿を「風土」として感じる ことができる野外博物館をイメージしている。

用途地域

都市活動の安全性や利便性を高めることを目的とし、計画 的な土地利用を実現するため、都市計画法に基づき建築物の 用途、容積率、建ペい率などについて制限を行う制度。めざ すべき市街地像に応じて住居系・商業系・工業系の用途に分 類される12種類の地域。

【ら行】

療育

障害のある児童が社会的に自立することを目的として行わ れる医療と保育のこと。

緑地協定

都市緑地法に基づき、都市の良好な環境を確保するため、 緑地の保全や緑化の推進に関する事項について、土地所有者 等の全員の合意により協定を締結する制度。

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス

やりがいのある仕事と充実した私生活をうまく調和させ、 個人が持っている能力を最大限発揮しながら、多様な生き方 を実現するという考え方。

ワンクリック請求

不当料金請求の手法の一つで、特定のサイトにアクセスし た際に、突然料金請求の画面を表示させ、金銭をだまし取る 詐欺行為。